

清須市市税等コンビニエンスストア収納代行業務
委託事業者公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、市税等の利便性向上を図るため、市県民税（普通徴収・森林環境税を含む）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）（以下「市税等」という。）のコンビニエンスストア収納（以下「コンビニ収納」という。）及びスマートフォン等のアプリを使用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）における収納代行業務を委託するにあたり、実績、専門性、技術力等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る一般公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

（１）業務の名称 清須市市税等コンビニエンスストア収納代行業務

（２）内容

別紙「コンビニエンスストア収納代行業務委託に関する仕様書」のとおり

（３）契約方法

一般公募型プロポーザル方式による随意契約

（４）提案上限金額

ア 収納代行業務の実施に向けた導入準備に要する経費。

清須市役所：税 200,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

料 200,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

イ 月額基本手数料

清須市役所：税 5,000 円／月（消費税及び地方消費税を含まない。）

料 5,000 円／月（消費税及び地方消費税を含まない。）

提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

ウ 確報データに基づく収納 1 件当たりの取扱手数料

73 円／件（消費税及び地方消費税を含まない）

上限額を超える額で提案を行った事業者は失格とする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

（１）本プロポーザルの公告日において、清須市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）本プロポーザルの公告の日から受託事業者決定の日までの間、清須市から指名停止の措置を受けていない者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本プロポーザルの公告の日から受託事業者決定の日までの間、「清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成 20 年清須市訓令第 3 号)」による排除措置を受けていない者であること。

(6) 愛知県内の複数の地方公共団体に当該システムを導入している実績があること。

また、現在も運用が継続しているシステムであること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証を取得していること。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

項目	日程
公告日	令和 8 年 9 月 16 日(水)
質疑提出期限	令和 8 年 9 月 25 日(金) 正午まで
質問回答期限	令和 8 年 9 月 30 日(水) 午後 4 時まで
必要書類提出期限	令和 8 年 10 月 7 日(水) 午後 4 時まで
審査結果通知	令和 8 年 10 月 9 日(金)
契約締結	令和 8 年 10 月 14 日(水)

5. 質問に関する事項

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(任意様式)を次のとおり提出すること。

(1) 質問方法

「12. 問い合わせ先」の担当に電子メールにて提出すること。

なお、提出する場合は、担当に対して電話での着信確認を行うこと。

また、件名には「清須市市税等コンビニエンスストア収納代行業務一般公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」と記載すること。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、期日までに質問者を非公開の上、清須市ホームページにおいて公開する。

6. 必要書類の提出

(1) 提出書類

提出書類	記載すべき事項
①参加表明書	【様式 1】
②提案者概要書	【様式 2】 ・直前決算時の貸借対照表を添付すること。 ・情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証取得の登録証の写

	しを添付すること。
③業務実績書	【様式 3】 ・「3. 参加資格」の（6）に示す実績について新しい年度の実績から抽出し最大 5 件まで記載すること。
④企画提案書	【任意様式】 ・提案書は原則 A 4 横置き横書き上辺綴じ 30 ページ以内（ただし、表紙と目次は除く）とし文字サイズは 10.5 ポイント以上で両面印刷とすること。 ・図表等については必要に応じて A 3 版でも可とするが、その場合片面印刷で折込みとし A 4 版 2 ページとしてカウントすること。 ・表紙と目次を除きページ番号を付すこと。 ・次の各号に掲げる内容を項目ごとに記載すること 1. 本業務に対する取り組み （1）実施体制・導入スケジュール 2. 業務運用方法 （1）対応チャネル ・コンビニエンスストア ・スマートフォン決済 （2）収納データ取得方法 （3）取得・入金等スケジュール ・速報データ ・確報データ ・収納金 3. セキュリティ対策 4. サポート体制
⑤見積書	【様式 4】 ・提案事業者の所在地、名称、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。

（2）提出部数

提出書類	記載すべき事項
①～③	1 部
④～⑤	6 部（正 1 部・副 5 部） ・副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

（3）提出方法

「12. 問い合わせ先」の担当に持参または郵送（期限必着）にて提出すること。

また、併せて提出書類の PDF データを「12. 問い合わせ先」記載のメールアドレス宛に送付すること。

7. 審査方法

審査における評価項目、評価基準、配点及び採点基準は、「（別表１）清須市市税等コンビニエンスストア収納代行業務委託事業者公募型プロポーザル 評価基準及び配点」のとおりとする。

審査委員会は、別表１に従い評価を行い採点し、各審査委員会委員が採点した総点数を合計した点数（総合点）により各提案者の順位を決定する。

8. 審査結果

期日までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に、電子メールで通知する。

なお、審査内容・経過については公表しない。

また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

9. 契約締結

（１）契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。

（２）交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととする。

（３）受託候補者として選定された者が、「１０．失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととする。

10. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

（１）「３．参加資格」を満たさなくなった場合

（２）受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合

（３）提出書類等に虚偽の記載があった場合

（４）見積額が「２．業務概要（４）提案上限金額」を超えている場合

（５）審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合

11. その他

（１）本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。

（２）各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。

（３）提出書類は、返却しないものとする。

（４）提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。

（５）提出書類は、清須市情報公開条例（平成１７年清須市条例第１０号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。

ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めら

れる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2. 問い合わせ先

〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市役所 本館3階 収納課 担当者：小出・高山

電話 (052) 400-2947 (直通)

FAX (052) 400-2963

電子メール shuno@city.kiyosu.lg.jp